

小金井市緑の基本計画の策定について

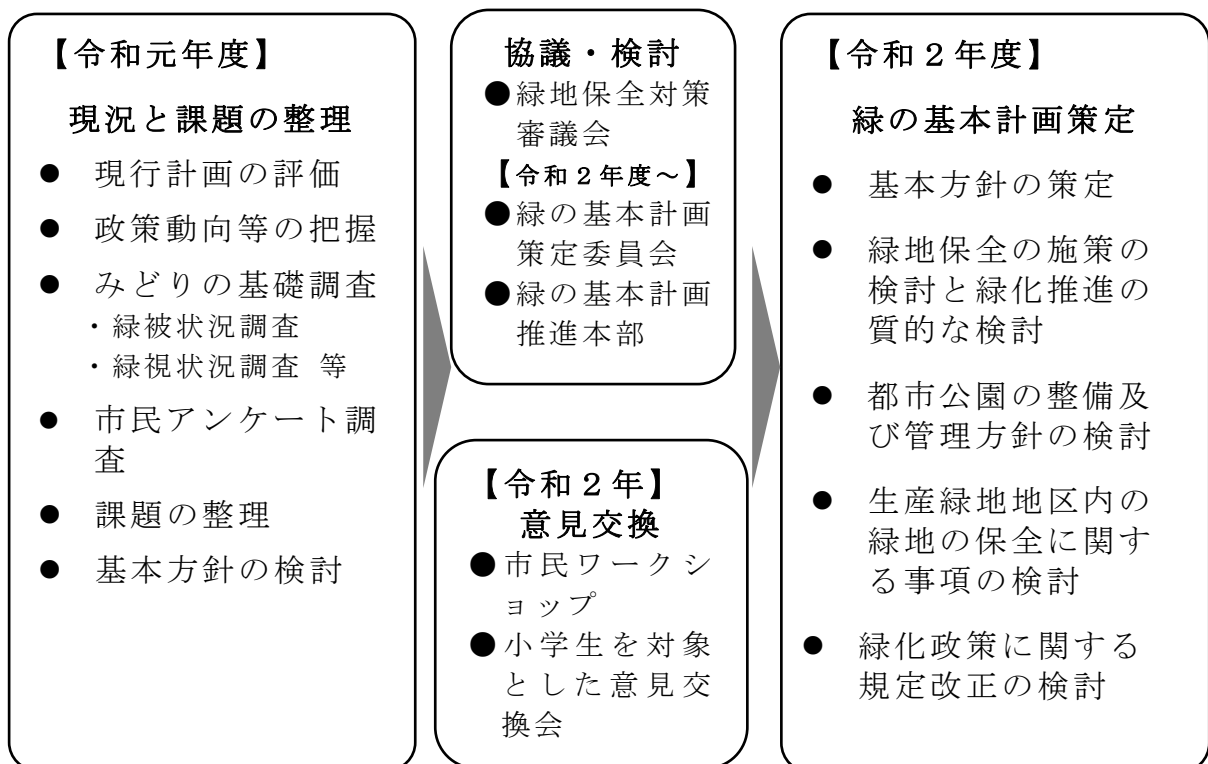
1 趣旨

- (1) 小金井市緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標及び施策などを定めるみどりに関する総合的な計画である。現計画は、平成22年度に10年後の平成32年を目標年次として策定した。
- (2) 平成29年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、都市公園の再生・活性化、民間による緑地、広場の創出と運営移管する新たな制度が創設された。また、緑の基本計画の記載事項として、「都市公園の管理の方針」、「農地を緑地として取り込む政策」などの項目が追加され、社会情勢は現計画を策定した当時から大きく変化している。
- (3) 社会情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的・効果的なみどりの保全・創出・活用を推進する観点から、緑を取り巻く現況と課題を見直し、計画の推進と体制づくりを再検討して新たに計画を策定し、今後10年間に小金井市が緑に関する施策を実施するための基本計画を策定する。

2 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

3 緑の基本計画の検討の進め方



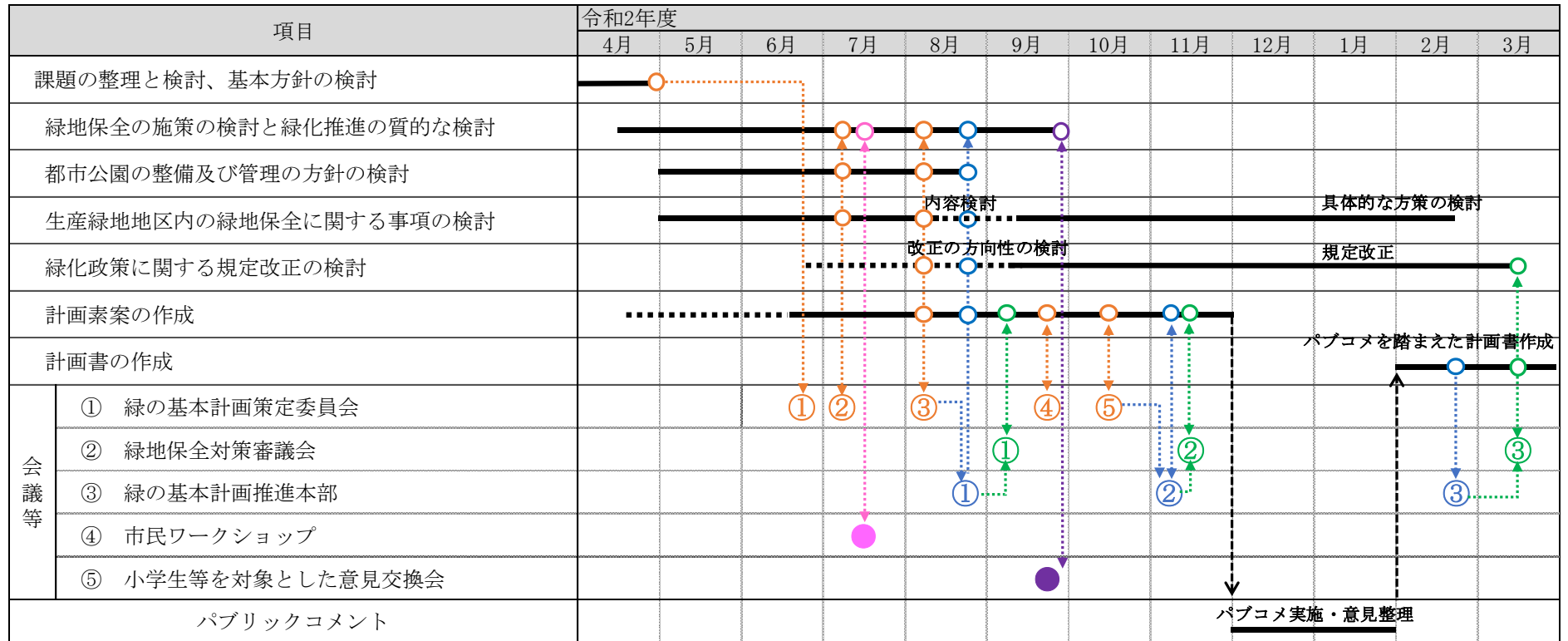
4 策定体制の構成・役割

組織名	構成	審議内容
緑地保全対策審議会	学識経験者、緑化団体等に属する者及び公募市民（10名）	<p>【令和元年度】（2回）</p> <p>①計画策定の進め方及び市民アンケート調査の実施方法</p> <p>②基礎調査結果の報告、課題の整理及び基本方針の検討</p> <p>【令和2年度】（3回）</p> <p>①骨子案の検討</p> <p>②素案の検討</p> <p>③計画案の検討</p>
緑の基本計画策定委員会	学識経験者、緑化団体等に属する者、関係行政機関の職員及び公募市民（10名）	<p>【令和2年度】（5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画について総合的に審議
緑の基本計画推進本部	環境部長及び関係各課の課長職者	<p>【令和2年度】（3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の現状・課題の整理を踏まえた基本方針の検討 ・市民ワークショップ、緑の基本計画検討委員会の意見を踏まえた施策の方向性等について検討

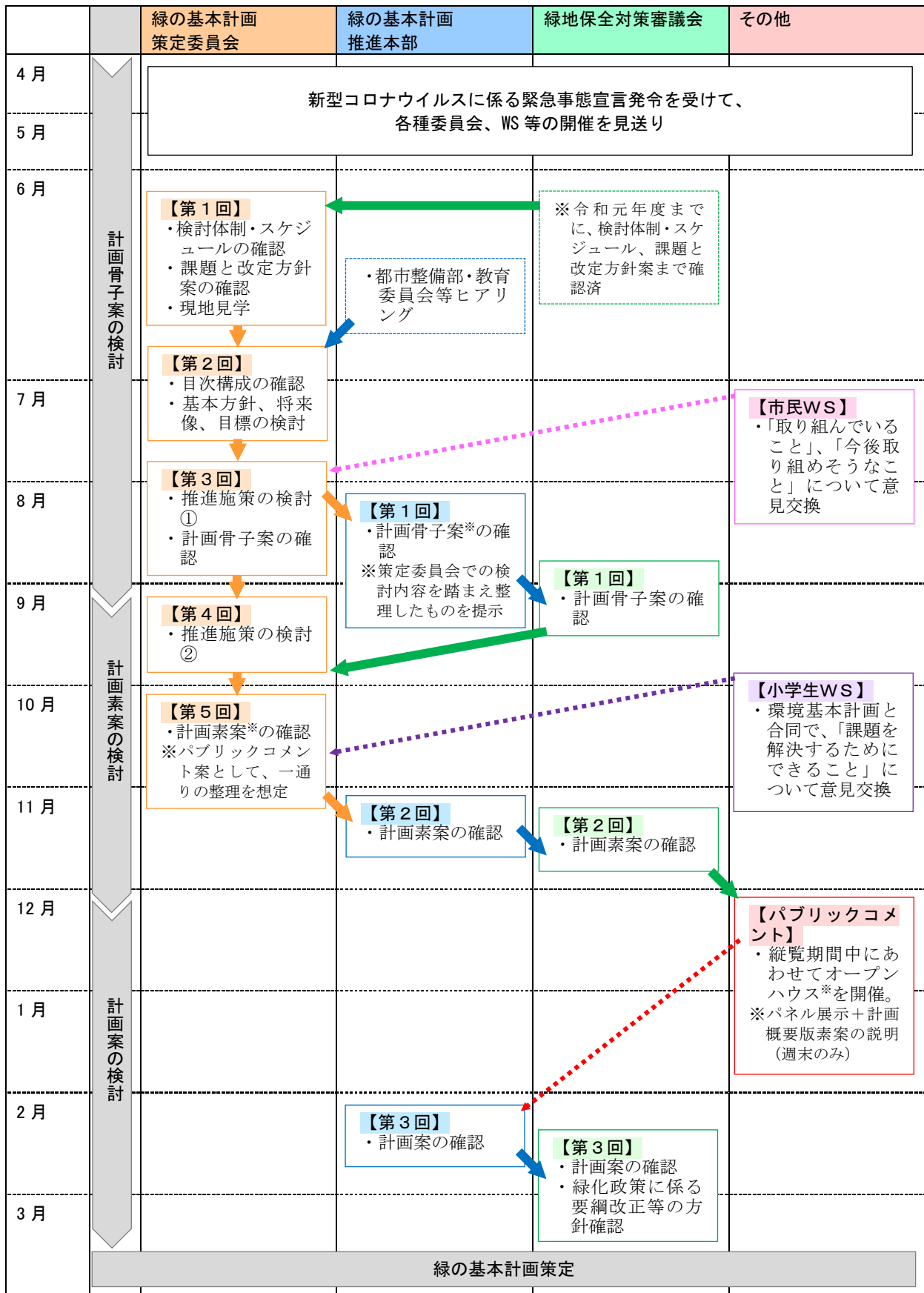
※ 緑地保全対策審議会委員3名程度は、緑の基本計画策定委員会委員を兼務を依頼予定。

5 緑の基本計画策定受託事業者 株式会社プレック研究所

6 令和2年度策定スケジュール案



7 検討の具体的な進め方（令和2年度）



※時期は概ね。具体時期は前ページの「策定スケジュール（案）」参照。